

大阪公立大学 スマートエネルギー棟レンタルラボ利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、大阪公立大学（以下「本学」という。）が管理・運営する「イノベーションアカデミースマートエネルギー棟」（以下「本施設」という。）のレンタルラボ及びレンタルラボに付随する共用スペース（以下「レンタルラボ等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 この規約において「レンタルラボ」とは、本施設2階及び3階において民間等外部及び学内の機関が利用することができる個室をいう。

2 レンタルラボは、別表第1のとおりとする。ただし、本学はレンタルラボの一部を共通の実験室やショールームとして賃貸借以外の目的で利用することがある。

3 レンタルラボに付随する共用スペースとして、3階にキッチンスペースを含むオープンラボを設置し、レンタルラボ入居者が利用できることとする。

(入居資格)

第3条 レンタルラボに入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学との共創研究・共創活動を希望する民間企業
- (2) 本学との共創研究・共創活動を希望する行政機関並びに国及び地方公共団体の設置する公的研究機関
- (3) その他学長が適当と認める者

(施設利用時間)

第4条 レンタルラボ等の利用は、24時間365日可能とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保守、点検等を行うとき。
 - (2) 感染症拡大防止の必要があるとき。
 - (3) その他天災事変等、利用を制限すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の場合において、利用できない期間が長期にわたる場合を除き、賃料は原則として減額又は免除されない。

(賃貸借の申込み及び承認等)

第5条 レンタルラボに入居しようとする者（以下「申込者」という。）は、レンタルラボ賃貸借申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により学長に提出して申込みを行うものとする。

2 学長は、申込者から提出された申込書に基づき審査するものとする。ただし、必要と認めたときは、審査委員会を設置し、審査委員会において審査するものとし、申込者に関連資料の提出、面接等を求めることができる。なお、審査委員会の設置については、別に定める。

- 3 学長は、第1項の申込みに対して審査の結果入居を決定したときは、賃貸借許可通知書により申込者に対して通知を行うものとする。
- 4 通知後、本学と申込者は賃貸借契約を締結するものとする。
- 5 学長は、承認の可否判断の理由については開示する義務はないものとする。
- 6 学長は、管理上必要な範囲でレンタルラボ等の賃貸借に条件を付することができる。

(賃貸借期間)

第6条 賃借の許可を得た者（以下「賃借者」という。）がレンタルラボを賃借できる期間は、原則として1年単位とし、最短1年から最長5年の範囲とする。

- 2 前項の賃貸借期間は更新することができる。賃借者は、賃貸借期間の更新をする場合、期間満了の3ヶ月前までに改めて申込書を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

(賃料)

第7条 レンタルラボの賃料は、別表第2のとおりとする。なお、利用の開始又は終了が月の途中であっても、日割計算等を行わず、全額を支払うものとする。

- 2 既納の賃料は返還しない。

(賃料の納付)

第8条 賃借者は、本学の定める方法により、指定の期日までに賃料を納付しなければならない。

- 2 賃借者は年度ごとの支払いか、月ごとの支払いとすることが選択することができる。いずれの場合も利用開始前に最初の支払いを完了するものとする。

(遅延利息)

第9条 賃借者は、本学が発行する請求書で指定する支払期限までに支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延利息として当該金額につき年5%の割合で計算した金額を、本学に支払わなければならない。

(賃料の減免)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、賃料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本学の事務又は事業に密接な関連を有する公共的団体において、当該団体の本来の事務又は事業の用に供するとき。
- (2) 国又は地方公共団体その他の公共的団体に公用、公共用その他公益上の目的のために利用させるときであって、収益を目的としないとき。
- (3) 本学の教育又は研究に密接な関連を有する企業又は団体において、本学が認める事務又は事業の用に供するとき。
- (4) その他学長が特に必要と認めたとき。

(賃料の減免手続)

第11条 賃料の減額又は免除を行うときは、本学が賃貸借許可通知書によりその旨を通知する。

(賃貸借の途中終了又は変更)

第12条 賃借者は、賃貸借期間の途中でレンタルラボの賃貸借を終了しようとするときは、速やかにその旨を学長に申し出て、その承認を得なければならない。なお、賃貸借期間満了までの残期間の賃料の支払いについては本学及び賃借者間で別途協議する。

2 賃借者は、賃貸借の許可を得た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。学長が必要と認めた際は、賃借者は改めて申込書を提出し、その承認を得なければならない。

3 前2項に定める承認については、第5条の規約を準用する。

(セキュリティカード)

第13条 本学は、賃借者に対して、本施設内の施錠区画に立ち入るためのセキュリティカードを貸与する。賃借者はセキュリティカードの貸与を受ける場合、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾し、遵守した上で、適切に管理しなければならない。

(1) 折り曲げたり、穴をあけたり、強い磁気に近づけたり、高温の場所に放置しない。

(2) 紛失した場合は、賃借者は速やかに施設の運営に関する事務局又は運営業務の委託事業者に連絡しなければならない。

(3) 紛失、破損した場合は、本学から再発行の手数料を請求する場合がある。

(賃借者の注意義務)

第14条 賃借者は、レンタルラボを善良なる管理者の注意をもって賃借し、この規約のほか、本学の関連規程及び次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に賃借しなければならない。

(1) レンタルラボ等並びにその設備、備品等の保全に努めること。

(2) 火災その他の災害防止及び保健衛生に留意し、良好な環境の保持に努めること。

(3) レンタルラボにおける実験の実施にあたっては、関係法令を遵守し、賃借者の責任において、必要となる各種の届出・報告を行うこと。

(4) イベント案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合は、事前に本学に届け出て了承を得ること。本施設内外に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置した場合は直ちに撤去する。

(5) 賃貸借を許可された目的以外に利用しないこと。

(6) 賃貸借を許可されたレンタルラボ、その設備、備品等の全部又は一部を第三者に転貸及び譲渡しないこと。

(7) 賃貸借を許可されたレンタルラボ、その設備、備品等に通常想定される範囲を超える特別の工作等をし、原状を変更しないこと。ただし、本学が許可する場合を除く。

(8) その他本学が指示する事項

(賃貸借許可の取消等)

第15条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタルラボの賃貸借許可を取り消し、又は賃貸

借を中止し、賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 賃借者が申込書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 賃借者が反社会勢力排除に係る確約書に反したとき。
- (3) 賃借者が前条各号に定める事項に違反したとき。
- (4) 賃借者が本施設及び本学の信用又は名誉を失墜する行為を行ったとき。
- (5) 賃借者が第7条に定める賃料等を指定の期日までに納付しないとき。
- (6) 本学において、管理上のレンタルラボの賃貸借を中止しなければならない事由が生じたとき。

2 前項の規約により賃貸借許可を取り消された賃借者に損害が生じた場合においても、本学は、その損害を賠償する責任を負わない。

(原状回復)

第16条 賃借者は、賃貸借が終了したとき又は前条第1項の規約により賃貸借許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状回復しなければならない。ただし、学長が特に認めたときは、この限りではない。

2 本学は、賃借者が前項により本学の指定する期日までにレンタルラボを返還しないときは、賃借者に対し相当な損害金を請求できるものとする。

3 賃借者は、第1項の原状回復に際し、本学の教職員又はその命を受けてレンタルラボの管理事務を行う者の検査確認を受けなければならない。

4 賃借者が原状回復又は本学の検査確認にて指摘された改善措置を履行しないときは、本学は賃借者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、賃借者は、本学に異議を申し立てることができない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 賃借者は、レンタルラボの返還に際して、有益費その他の費用の償還請求及び移転料、立退料等の請求はしないものとする。

(損害賠償)

第18条 賃借者は、本人又は当該賃貸借に係る教育研究活動を共に行う者等がその責に帰すべき事由により、レンタルラボ等及びその設備並びに備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、賃借者が当該賃貸借物件等を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、賃借者が本規約に定める義務を履行しないため本学に損害を与えたときは、賃借者はその損害に相当する金額を本学に支払わなければならない。

(免責)

第19条 天災、地変等又は火災、盗難等の本学の責に帰せざる事由により、賃借者の所有又は占有する設備、物品等に損害が生じた場合は、本学はその責めを負わない。

(実地調査等)

第20条 本学はレンタルラボについて、その管理上の責任があるときは、随時その状況を実地に調査

し、賃借者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。賃借者は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 本施設において防犯目的で監視カメラを作動させることについて、賃借者はあらかじめこれを了承する。

(経費負担)

第21条 次の各号に掲げるレンタルラボの賃借に係る経費は、賃借者の負担とする。

- (1) レンタルラボの維持管理のために通常必要とする軽微な修繕、消耗品の取替え等の経費
- (2) レンタルラボ及びレンタルラボ内に賃借者が設置した設備に変更を加える場合の経費
- (3) 什器、実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費

(特典)

第22条 賃借者はレンタルラボの賃貸借に伴い、次の各号の特典を受けることができる。

- (1) 「大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟 堀場信吉スクエア 利用規約」に定める通常利用可能時間中における郵便物の受領
- (2) 「大阪公立大学イノベーションアカデミー スマートエネルギー棟 堀場信吉スクエア 利用規約」に定めるエネルギー棟1階の「堀場信吉スクエア」において提供されるサービス

(個人情報の取扱い)

第23条 本学は、レンタルラボの運営を円滑に行うために、利用登録時に氏名・社名・役職・電話番号・電子メールアドレス等の情報を取得し、利用できるものとする。本学は、申請に際して取得した個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に取り扱う。

(本規約等の変更)

第24条 学長は、次の各号全てに該当する場合に賃借者の同意を得ることなく本規約等の内容を変更できるものとする。

- (1) 規約等の変更が、賃借者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、レンタルラボ等の管理上の必要その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 本規約等の変更後においては、変更後の本規約等の内容が適用されるものとする。なお、事務局は、本規約等を変更する際には当該変更の効力が発生する一定期間前から、変更内容を賃借者に十分周知するものとする。

3 本規約に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月29日から施行する。

別表第 1 （第2条関係）

レンタルラボ

階数	部屋名称	床面積
2 階	201～210ラボ	46～52㎡
3 階	301～302、307～313ラボ	46～49㎡
	303-1、303-2、304-1、304-2、305-1、305-2、306-1、306-2ラボ	23～24㎡

別表第 2 （第7条関係）

賃料

レンタルラボ	月額（税込み・光熱水費・共益費込み）
1室 （201～210、301～303、307～313ラボ）	490,000円
1/2室 （303-1、303-2、304-1、304-2、305-1、305-2、306-1、306-2ラボ）	240,000円